

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「法」という。）第 50 条第 1 項の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 株式会社にし R & D
- (2) 代表者 代表取締役 尾崎 直嗣（おざき なおつぐ）
- (3) 所在地 四條畷市南野二丁目 5 番 12 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 にじケアセンター
- (2) 所在地 四條畷市岡山東一丁目 8 番 1 号西川ビル 2 階
- (3) サービス種別 居宅介護

3 指定取消し年月日

令和 2 年 1 月 31 日

4 指定取消しの理由

介護給付費の不正請求（法第 50 条第 1 項第 5 号）

- ・法人代表は、居宅介護の介護報酬について、提供していない時間について、サービス提供の実態を確認することなく請求し、受領した。
- ・当該事業所は平成 26 年に大阪府から運営基準違反及び不正請求により行政処分を受けており、その際の監査事項改善報告書に「サービス提供記録はサービスの都度記入し、利用者より押印を得る」と、府に報告していたが、それを実施しておらず、再び不正請求を行った。